

2022年7月15日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング 21階
日本プロロジスリート投資法人
代表者名 執行役員 坂下 雅弘
(コード番号: 3283)

資産運用会社名
プロロジス・リート・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 哲
問合せ先 取締役副社長兼 戸田 淳
財務企画部長
TEL. 03-6867-8585

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

日本プロロジスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、下記の内容の規約一部変更案及び役員選任案を2022年8月26日に開催予定の本投資法人の第6回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

(1) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、現行規約第15条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」と定めております（いわゆるみなし賛成制度）。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性の高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意

思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（変更案第15条第3項及び第4項関係）。

- (2) 会計監査人に対する報酬の支払時期について、監査報告書の受領後に当該報酬を支払うこととするため、支払期日を投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書の受領後、会計監査人の請求を受けてから3か月以内に変更するものです（変更案第29条関係）。
- (3) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです（変更案第36条関係）。

（規約一部変更の詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

執行役員坂下雅弘、監督役員濱岡洋一郎、田崎真美及び奥国範は、2022年8月31日をもって任期満了となりますので、2022年9月1日付での執行役員1名及び監督役員3名の選任にかかる議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年9月1日付での補欠執行役員1名の選任にかかる議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者
山口 哲（新任）
- (2) 補欠執行役員候補者
戸田 淳（再任）
- (3) 監督役員候補者
濱岡 洋一郎（再任）
田崎 真美（再任）
奥 国範（再任）

なお、上記執行役員候補者である山口哲は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社プロロジス・リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長であり、上記補欠執行役員候補者である戸田淳は同社の取締役副社長兼財務企画部長です。

(役員選任に関する詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 日程

2022年7月15日	第6回投資主総会提出議案の役員会承認
2022年8月5日	第6回投資主総会招集ご通知の発送(予定)
2022年8月26日	第6回投資主総会開催(予定)

添付資料

- ・第6回投資主総会招集ご通知

以上

※本投資法人のウェブサイトアドレス：<https://www.prologis-reit.co.jp>

(証券コード 3283)
2022年8月5日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
日本プロロジスリート投資法人
執行役員 坂 下 雅 弘

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について」に記載のとおり、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第15条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがって、投資主様が当日投資主総会にご出席されず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらの中に相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2022年8月26日（金曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分予定）
2. 場 所： 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

~~~~~  
~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施させていただきます。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について」をご確認ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（注）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にできる限り努めるため、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催を見送ることといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト（注）に決算説明会動画及び決算説明資料等を掲載しております。
- ◎今後の状況により、本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更が生じた場合は、本投資法人のウェブサイト（注）に掲載いたしますので、ご確認ください。

（注）本投資法人のウェブサイト <https://www.prologis-reit.co.jp/>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

本投資法人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本投資主総会において、以下の対応を実施させていただく予定です。投資主の皆様のご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- ◆ 投資主総会の議決権は、書面によって行使することができます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様におかれましては、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討ください。
- ◆ 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

<来場される投資主様へのお願い>

- ◆ 当日の会場では、座席の間隔を広くとる予定であるため、ご用意できる座席数が限られております。そのため、会場が満席になった場合は、ご入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ ご来場の投資主様におかれましては、マスクのご着用をお願いいたします。また、会場受付でのアルコール消毒液による手指の消毒及び体温測定の実施にご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状をお持ちの投資主様、体調がすぐれないようにお見受けされる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただく又はご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認した上で、マスク着用にて対応させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ◆ 本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様
の会場滞在時間を短縮し、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大
防止にできる限り努めるため、開催しないことといたしました。投資
主の皆様には何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、
本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト
(<https://www.prologis-reit.co.jp/>) に決算説明会動画及び決算説明
資料等を掲載しております。

- ◆ 上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び感染予防の観点から、必要な
措置を講ずる場合がございますので、ご理解及びご協力のほどお願い申
し上げます。

なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新する場合がございます
ので、適宜本投資法人のウェブサイト (<https://www.prologis-reit.co.jp/>) にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

以 上

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 変更の理由

- (1) 本投資法人は、投信法第93条第1項の規定に従い、現行規約第15条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」と定めております（いわゆるみなし賛成制度）。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性の高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（変更案第15条第3項及び第4項関係）。

- (2) 会計監査人に対する報酬の支払時期について、監査報告書の受領後に当該報酬を支払うこととするため、支払期日を投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書の受領後、会計監査人の請求を受けてから3か月以内に変更するものです（変更案第29条関係）。
- (3) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです（変更案第36条関係）。

2 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条 (みなし賛成) 1. ～ 2. (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条 (みなし賛成) 1. ～ 2. (現行どおり) 3. <u>前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。</u> (1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u> (2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u> (3) <u>解散</u> (4) <u>投資口の併合</u> (5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u> 4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（会計監査人の報酬の支払に関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期ごとに2,000万円を上限とし、役員会で決定する金額を、<u>当該決算期後3か月以内に支払うものとする。</u></p>	<p>第29条（会計監査人の報酬の支払に関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期ごとに2,000万円を上限とし、役員会で決定する金額を、<u>投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書の受領後、会計監査人の請求を受けてから3か月以内に支払うものとする。</u></p>
<p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、一般社団法人投資信託協会が定める不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則その他の諸規則並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い、次のとおり投資対象資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1)～(5)（記載省略）</p> <p>(6) 第32条第3項並びに第32条第4項第3号、第4号及び第6号に掲げる有価証券</p> <p><u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</u></p>	<p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、一般社団法人投資信託協会が定める不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則その他の諸規則並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い、次のとおり投資対象資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1)～(5)（現行どおり）</p> <p>(6) 第32条第3項並びに第32条第4項第3号、第4号及び第6号に掲げる有価証券</p> <p>① <u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価する。ただし、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額により評価する。</u></p> <p>② <u>その他有価証券に分類される場合は時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等（出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを含む。）は、取得原価をもって評価する。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) 第32条第4項第7号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>当該金融商品取引所の最終価格（終値をいう。ただし、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいう。以下同じ。）に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ <u>上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</u></p> <p>(9) (記載省略)</p> <p>2. ～ 3. (記載省略)</p>	<p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 第32条第4項第7号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる<u>正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></u></p> <p>(削除)</p> <p>② <u>上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</u></p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員坂下雅弘は、2022年8月31日をもって任期満了となりますので、2022年9月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第20条第2項の規定により2022年9月1日から2年となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2022年7月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有投資口数
やま ぐち さとし 山口 哲 (1966年9月8日)	1990年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 2006年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 出向 企画管理部及び投資運用部 マネージャー 2008年8月 株式会社プロロジス 事業企画部長 バイスプレジデント 2010年1月 同社 事業企画部長 ファーストバイスプレジデント 2012年6月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 出向 取締役投資運用部長 2018年7月 同社 取締役（非常勤） 株式会社プロロジス オペレーション本部長 シニアバイスプレジデント 2019年4月 同社 シニアバイスプレジデント 執行役員 オペレーション本部長 2022年3月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 出向 取締役 2022年4月 同社 代表取締役社長（現任）	9口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・2022年7月15日現在、上記執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を9口所有しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の執行役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年9月1日付で改めて補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する2024年8月31日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2022年7月15日開催の役員会において、監督役員的全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有投資口数
とだ あつし 戸田 淳 (1964年8月23日)	1987年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1998年8月 モルガン・スタンレー証券会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 投資銀行本部 バイスプレジデント 2001年2月 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社（現 シティグループ証券株式会社） 投資銀行本部 ディレクター 2004年5月 UBS証券会社（現 UBS証券株式会社） 投資銀行本部 マネージング・ディレクター 2010年9月 ケネディクス株式会社 経営企画部長 2012年11月 株式会社プロロジス シニアバイスプレジデント 2012年12月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 出向 企画財務部長 2012年12月 同社 取締役企画財務部長 2014年4月 同社 取締役財務企画部長 2022年4月 同社 取締役副社長 兼 財務企画部長（現任）	8口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社の取締役副社長兼財務企画部長です。その他には、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・2022年7月15日現在、上記補欠執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を8口所有しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の執行役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員濱岡洋一郎、田崎真美及び奥国範の3名は、2022年8月31日をもって任期満了となりますので、2022年9月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第20条第2項の規定により2022年9月1日から2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有投資口数
1	はま おか よういちろう 濱 岡 洋一郎 (1953年9月24日)	1976年4月 三井不動産株式会社 入社 2000年4月 ジョーンズ ラング ラサール株式会社 代表取締役社長 2012年4月 同社 取締役会長 2012年7月 NSホールディングス株式会社 代表 取締役 2012年8月 株式会社トータルエステート(現 株 式会社マイプレイス) 取締役(非常 勤) 2012年10月 トーセイ株式会社 顧問 2012年11月 日本プロロジスリート投資法人 監督 役員(現任) EWアセットマネジメント株式会社 代表取締役 2013年6月 ドリームバイザー・ホールディングス 株式会社(現 ウェルス・マネジメン ト株式会社) 監査役 2014年6月 同社 取締役 2015年6月 株式会社トータルエステート住宅販売 (現 株式会社マイプランナー) 監 査役(非常勤) 2015年6月 株式会社トータルテック(現 株式会 社バウテックグループ) 監査役(非 常勤) 2016年6月 あかつきフィナンシャルグループ株式 会社(現 株式会社あかつき本社) 取締役(非常勤) 2017年3月 同社 取締役会長(非常勤)(現任) 2017年7月 株式会社トータルテック(現 株式会 社バウテックグループ) 取締役(非 常勤) 2020年6月 株式会社あかつき投資(現 株式会 社マイプレイスグループ) 取締役会長 (非常勤)(現任) 2020年6月 EWアセットマネジメント株式会社 代表取締役会長 2021年4月 Keppel REIT Management Limited Independent Non-executive Director (非常勤)(現任) 2021年6月 株式会社バウテック(現 株式会社バ ウテックグループ) 取締役会長(非常 勤)(現任) 2021年6月 EWアセットマネジメント株式会社 取締役会長(現任) 2022年6月 ヒトトヒトホールディングス株式会社 取締役(非常勤)(現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有 投資 口数
2	た ざ き ま み 田 崎 真 美 (1960年7月29日)	1984年4月 株式会社日本マーケティングセンター (現 株式会社船井総研ホールディングス) 入社 1988年5月 ジョージ・ワシントン大学 (米国) 経営学修士 (MBA) 1988年8月 住友信託銀行株式会社 (現 三井住友 信託銀行株式会社) 東京本社 海外 審査部 1990年12月 同社 ニューヨーク支店 2003年8月 同社 東京本社 海外審査部 主任審 査役 2006年11月 エービーエヌアムロ銀行 東京支店 2009年4月 シティバンク銀行株式会社 内部監査 部門 法人監査部 2014年12月 同社 監査部門 法人監査室室長 シ ニアオーディットマネジャー 2015年5月 オーストラリア・ニュージーランド銀 行 東京支店 監査部長 シニアオー ディットマネジャー 2017年8月 バークレイズ証券株式会社 内部監査 部 ヴァイスプレジデント 2018年9月 オーストラリア・ニュージーランド銀 行 東京支店 監査部長 ジャパン ヘッド (現任) 2018年10月 日本プロロジスリート投資法人 監督 役員 (現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有 投資 口数
3	おく くに のり 奥 国 範 (1974年12月19日)	2001年10月 弁護士登録 小沢・秋山法律事務所 入所 2005年10月 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常 勤講師 2007年4月 奥綜合法律事務所 設立 同所 代表弁護士 2012年12月 株式会社eight 監査役（非常勤） （現任） 2014年4月 日本弁護士連合会 常務理事 2017年3月 一般社団法人MHインベストメント （現 一般社団法人OKS）代表理事 （非常勤）（現任） 2017年3月 スリーエススタイルプロ株式会社 監 査役（非常勤） 2018年5月 奥・片山・佐藤法律事務所 設立 代 表弁護士（現任） 2018年10月 日本弁護士連合会 事務次長 2020年9月 日本プロロジスリート投資法人 監督 役員（現任） 2022年4月 東京弁護士会 副会長（現任） 2022年4月 関東弁護士会連合会常務理事（現任） 2022年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常 勤講師（現任）	0口

- ・ 上記監督役員候補者3名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者3名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の監督役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員に再任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

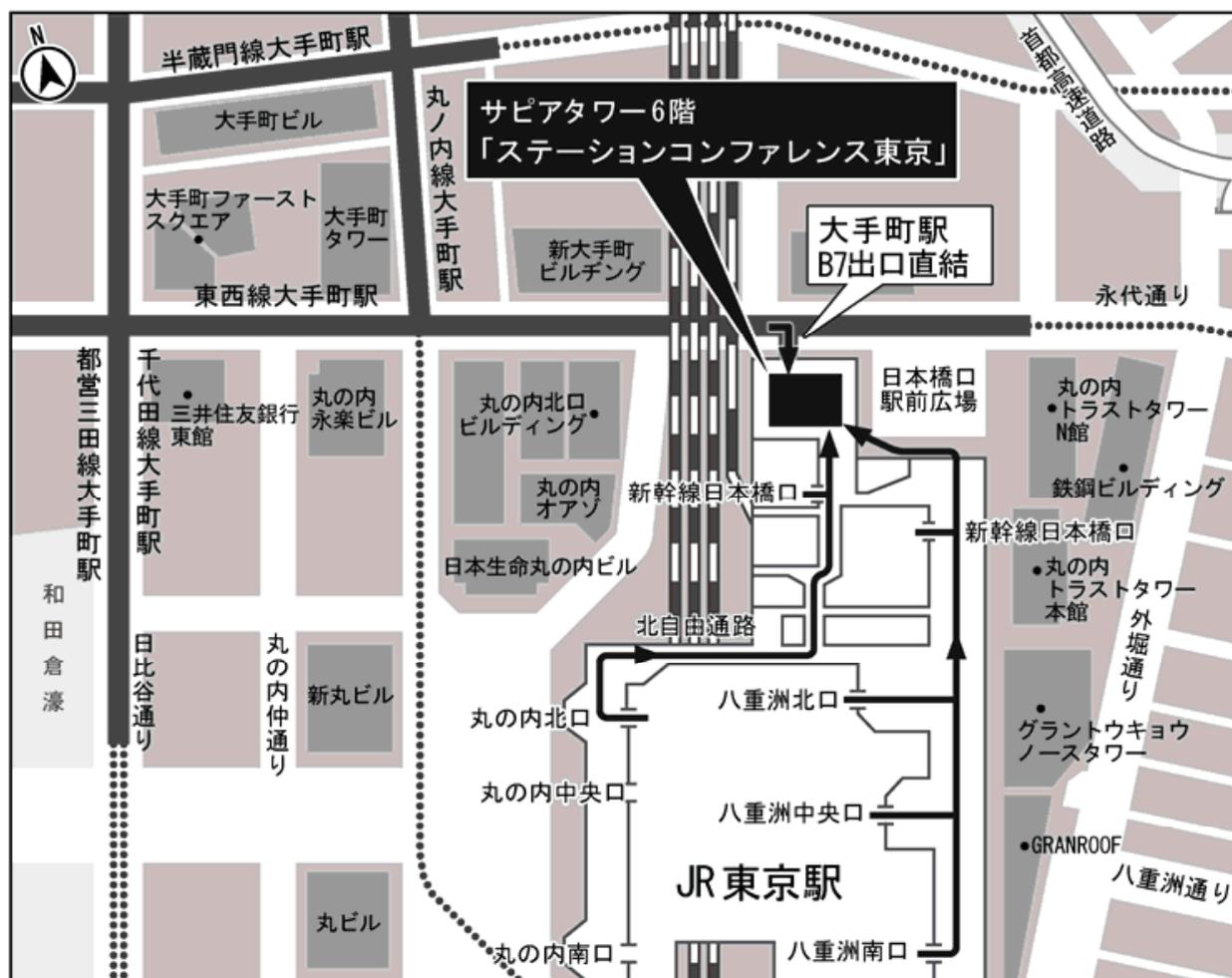
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602
電話 03-6888-8080 (代表)



交通 J R 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分
「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分
地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線
「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結

〈お願い〉

当日は、駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮
ください。